

UNHCR 執行委員会
結論 第 91 号 (LII) – 2001 年 –
2001 年 10 月 5 日

難民および庇護希望者の登録に関する結論

執行委員会は、

大量流入の事態における庇護記号者の保護に関する結論第 22 号 (XXXII)、難民のための身分証明書に関する結論第 35 号 (XXXV)、難民女性および国際的保護に関する結論第 39 号 (XXXVI) および第 64 号 (XLI) ならびに難民の保護および性暴力に関する結論第 73 号 (XLIV) を想起し、

1951 年の難民の地位に関する条約 (第 27 条) が、難民に対する身分証明書の発給を締約国に対して求めていることにも留意し、

コソボ危機における UNHCR の緊急時準備態勢および対応に関する第三者評価において登録が重視されていたことを心に留め、

難民の国際保護に関する世界協議 (Global Consultations on International Protection) を背景として行われた登録についての議論を歓迎し、

- (a) 強制送還からの保護、強制徴集からの保護、基本的権利へのアクセスの保護、難民の家族との再統合、および、特別な援助を必要とする者の特定を含む保護の手段としての、またニーズの定量化および評価を可能とし、かつ適切な恒久的解決策を実施するための手段としての、登録の重要性を認める。
- (b) 難民および庇護希望者の登録が以下の基本的考慮事項を指針として行われるべきことを勧告する。
 - (i) 登録は、最初の避難の時点で必須情報を記録するとともに、その後、難民集団に人口特性上またはその他の変化 (出生、死亡、新規の到着、離脱、終止、帰化等) が生じた場合にはこれも記録する、継続的プロセスであるべきである。
 - (ii) 登録プロセスにおいては、秘密保持の基本的原則が遵守されるべきである。
 - (iii) 登録プロセスは、可能なかぎりアクセスが容易であるべきであり、また安全なかつ安心できる場所で進められるべきである。
 - (iv) 登録は、難民の安全および尊厳をそれ相応に尊重しながら、威嚇および脅迫と受け取られることのない、公平なやり方で実施されるべきである。
 - (v) 登録の担当者 (必要な時は難民および庇護希望者を含む) は、十分な訓練を受け、十分な人数の女性職員を含み、かつ、登録の手続きおよび要件 (収集された情報に関する秘密保持の必要性も含む) に関する明確な指示を与えられているべきで

ある。登録プロセスの整合性を確保するための特別措置がとられるべきである。

- (vi) 原則として、難民は個別に登録されるべきであり、その際、以下の基本情報が記録されるべきである——身分証明書の種類およびその番号、写真、名前、性別、生年月日（または年齢）、既婚・未婚の別、特別な保護・援助のニーズ、教育水準、職業（技能）、世帯（家族）の規模および構成、到着日時、現在地ならびに出身地。

- (c) 各国および UNHCR に対し、すでに存在する専門的知見に基づいて、登録されるデータの質および比較可能性を（とりわけ特別のニーズ、職業技能および教育水準について）確保するための登録ガイドラインをさらに発展させ、かつ実施することを奨励する。

- (d) 各国および UNHCR に対し、難民および庇護希望者の身元の確認および記録を増進させる新たな技術および手段（生体認証を含む）を導入し、かつ、より標準化された世界的登録システムを発展させる目的でこれらの技術および手段を共有することも、奨励する。

- (e) 国際社会、特に国家、UNHCR および他の関連の機関にとって、統計データを共有することが重要であることを認める。

- (f) 個人データが秘密情報であること、および、秘密性を引き続き保護していく必要があることを認識する。また、データ保護原則に従って一部の個人データを適切に共有することが、不正行為と闘い、難民および庇護希望者の非正規な移動に対応し、かつ、1951 年条約および／または 1967 年議定書に基づいて国際的保護を受ける資格を有しない者を特定する上で、各国にとって役立つことも認識する。

- (g) 難民および庇護希望者を登録し、かつこれらの者に証明書を発給するための措置をまだとっていない国に対し、利用可能な資源を念頭に置きながら、自国の領域にある難民および庇護希望者について、その到着後、可能なかぎり速やかに登録および証明書の発給を行なうためにあらゆる必要な措置をとり、かつ、適当な時は UNHCR の支援および協力を求めるよう、要請する。

- (h) 難民および庇護希望者の登録およびこれらの者に対する証明書の発給について受入国、特に大規模な流入および長期化する難民状況に直面している開発途上国を援助する上で、物質的、財政的、技術的および人的資源がきわめて重要な役割を果たすことを強調する。